

千葉県介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金実施要領

1 趣旨

この要領は、千葉県介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 日本語学習（要綱第3条関係）

補助対象となる技能実習生の日本語学習は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本語講師の受入施設等への派遣
- (2) 日本語学校への通学
- (3) 日本語学習環境の整備
- (4) その他日本語学習を行う上で必要と認めるもの

3 補助対象期間が2会計年度にまたがる場合（要綱第4条、第5条関係）

補助対象期間が県の2会計年度にまたがる場合には、県の会計年度ごとに、補助金の交付を申請することとし、各会計年度における補助対象期間は以下の範囲内とする。ただし、(1)の会計年度の交付決定が、(2)の会計年度の補助金の交付を保証するものではない。

年度	補助対象期間
(1) 初年度	技能実習生の雇用が発生した日の属する月から県の会計年度の末日まで
(2) 2年度目	県の会計年度の初日から技能実習生の雇用が発生した日の属する月から起算して12か月となる月の末日まで

4 基準額の算定（要綱第5条関係）

基準額の算定において、1会計年度における補助対象期間（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、要綱別表に定める基準額に当該対象月数を乗じ12月で除した額（1円未満切り捨て）を当該年度の基準額とする。

附 則

この要領は、令和元年11月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。